

議案乙第6号

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書について

このことについて、別紙意見書を政府等関係方面へ提出されるよう、総社市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年3月21日提出

総社市議会議長 村木理英様

提出者

総務生活委員会 委員長 山田雅徳

(提案理由)

再審法（刑事訴訟法の再審査規定）については平成28年に刑事訴訟法等の一部を改正する法律で定めている。現在、法務省において法務省、裁判所、日弁連、警察の4者でこの制度のあり方に対する議論が進められているが、議論の中身があまり公開されていないため、再審を求める方は、非常に忸怩たるものがあると推察される。

よって、再審法（刑事訴訟法の再審規定）を改正するよう、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり国会及び政府に対し意見書を提出しようとするものである。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

刑事訴訟において、ひとたび確定した判決といえども、もし「えん罪」の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限りの救済の道を開くことが必要である。日本の再審制度は、「再審をやってください」という再審請求手続きと、それを受け行われる再審公判手続きという二段階の制度の組み立てになっている。

現在の再審制度は、「再審法」の単独の法律は無く、刑事訴訟法の規定の中に条文として19条あるのみで、極めておおざっぱな規定である。再審は個々の裁判で、裁判長の解釈、裁量、運用に全て委ねられているのが実態であり、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルは高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にある。それは、各事件の固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える制度的・構造的な問題があるためである。

再審制度が抱える問題点は、以下の2点である。

- 1 檢察官が捜査段階で集めた証拠を、裁判所の指示がないと開示しないこと
国民の財産である全ての証拠を、隠すことなく弁護団の開示請求に応じて、開示し真実の解明に役立てるべきである。

- 2 檢察官に抗告権（上訴）があること

検察官は、裁判所が再審開始決定を出しても、それに従わず、即時抗告（高等裁判所へ）、あるいは、特別抗告（最高裁判所へ）を行うことができる。このため、裁判所の判決「再審開始決定」が実施されず、判決が有名無実化される。その結果、本来無実であるはずの被告が有罪確定となり、再審による救済ができなくなる。従って、えん罪防止のためにも検察官の抗告権をなくすことが必要である。

よって、国会及び政府におかれでは、えん罪の被害を受けている方々の実情を十分認識した上で、再審法（刑事訴訟法の再審規定）を改正されるよう、下記の事項について強く要請する。

記

- 1 檢察・警察が持っている未開示の証拠を、裁判長の指示の有無にかかわらず、開示する法制度に改定すること。
- 2 裁判所が再審開始決定をすれば、検察庁が異議の申し立て・上訴できない法制度に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月21日

岡山県総社市議会議長 村木理英